

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和2年度	事業年度	令和元年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	滞納町税徴収事務		整理番号	1003-010
前総合計画体系	政策	第6章 共に生き共につくる東みよし	担当部署	税務課
	基本施策	5 自立した公共経営の推進	所属長	谷 真由美
	単位施策	(1) 財政運営の健全化	電話番号	82-6304
根拠法令等	地方税法 国税徴収法 東みよし町税条例			
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金等			
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内 <input type="checkbox"/> 6年～10年 <input type="checkbox"/> 11年～20年 <input checked="" type="checkbox"/> 21年以上	

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	滞納者に対して、滞納処分と納税の猶予を適切に実施し、滞納早期段階から滞納整理に着手する。	対象者	納付期限経過後未納の者を含む滞納者
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	滞納処分と納税の猶予を適切に実施し、税負担の公平化を実現する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で事務事業を行ったか	<p>督促状送付後、引き続き滞納状態にある者について催告書を送付する。 滞納早期段階から納税相談の周知を行い、納税の猶予制度に基づいた分割納付を実施する。 国税徴収法第141条の規定により財産調査を実施する。 財産調査の結果判明した、差押可能財産について滞納処分を執行する。</p> <p><他団体との協力事務> 徳島県との共同催告書送付(令和元年度2回実施) 法48条規定による個人町県民税の徴取引継(令和元年度引継者数10名) 徳島滞納整理機構への徴収権移管(令和元年度移管者数15名)</p>		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<p>調定額 1,621,168,914円(現年課税分 1,551,625,506円 滞納繰越分 69,543,408円) 収納済額 1,554,743,551円(現年課税分 1,535,727,210円 滞納繰越分 19,016,341円) 収入未済額 66,425,363円(現年課税分 15,898,296円 滞納繰越分 50,527,067円) 徴収率 95.9%(現年課税分 99.0% 滞納繰越分 27.3%) <※平成30年度 95.2%(現年課税分 98.7% 滞納繰越分 26.0%)> 滞納繰越額 61,711,083円(現年課税分 15,593,691円 滞納繰越分 46,117,392円) <※平成30年度 70,197,812円(現年課税分 19,707,786円 滞納繰越分 50,490,026円)> 差押(交付要求含)件数・本税取立額 37件・2,188,201円<※平成30年度 34件・840,628円></p>		
特記事項	差押件数には、他団体への引継・移管中の差押件数を含まない。		

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	平成30年度	令和元年度(評価対象年度)	令和2年度(見込)
事業費【(a)～(e)の合計】	744,343	326,264	350,000
財源内訳	国庫支出金(a)		
	県支出金(b)		
	地方債(c)		
	その他(d)		
	うち受益者負担		
	一般財源(e)	744,343	326,264
特定財源の名称・金額			
令和元年度経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 2 総務費 項 2 徴税费 目 2 賦課徴収費 金融機関等への財産調査に係る照会費用 56,515円 一斉催告書封筒代・郵送代 269,749円		
備考			